

第3期

船橋市まち・ひと・しごと

創生総合戦略

案



令和6（2024）年12月

船 橋 市

【目次】

第3期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって.....	4
本市の人口動態及び市民の定住意向.....	6
目指すべき将来の方向 ～4つの基本目標とデジタルの力の活用～.....	18
基本目標1 働きたいしごとがあるまち 船橋 【しごとの創生】.....	19
施策1 商業環境の整備.....	20
施策2 企業活動の活性化支援.....	21
施策3 雇用確保・就労支援.....	22
施策4 農水産業の人材育成.....	23
施策5 農水産業の流通・販売の強化.....	24
基本目標2 行ってみたい魅力と活力があふれるまち 船橋 【魅力の創生】.....	25
施策1 魅力発信の充実.....	26
施策2 新たなまちづくりの推進.....	28
施策3 生涯学習の推進.....	29
施策4 文化・スポーツの推進.....	30
施策5 市民活動への支援と協働の推進.....	31
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 船橋 【ひとの創生】.....	32
施策1 結婚、妊娠期から子育て期にわたる支援	33
施策2 乳幼児期の教育・保育の充実	34
施策3 子供の健全な育成	35
基本目標4 いつまでも住み続けたい安全・安心なまち 船橋 【まちの創生】.....	37
施策1 超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの構築.....	38
施策2 住環境の整備と空き家の適正管理	40
施策3 歩道や自転車走行環境の整備と交通安全意識の啓発.....	41
施策4 道路ネットワークの構築と地域公共交通の活性化.....	42
施策5 地域防災力の向上	43
施策6 防災体制の充実	44
施策7 防犯体制の充実	46

第3期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

① 策定背景

国は、人口減少克服と地方創生を併せて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指し、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26（2014）年法律第 136 号。以下「法」という。）を制定し、平成 26（2014）年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。そして、都道府県・市町村に対しては、地域の実情に沿った地域性のある「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を平成 27（2015）年度中に策定することを求めました。

そこで本市では、平成 28（2016）年 3 月に「船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 1 期総合戦略」という。）を策定しました。その後、令和 4（2022）年 3 月には第 3 次船橋市総合計画との整合を図りながら、「第 2 期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 2 期総合戦略」という。）を策定し、地方創生の施策を進めてきました。

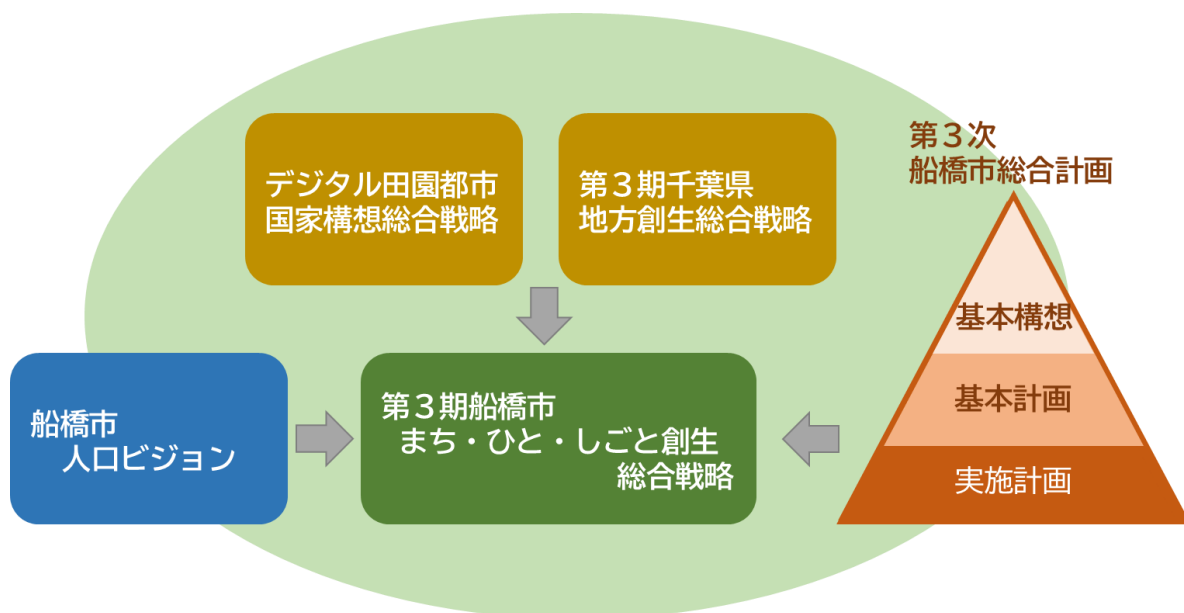
そのような中、国では「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、令和 5（2023）年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本市においても、これまで進めてきた地方創生の流れをデジタルの力を活用して継承・発展させるため、「第 3 期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 3 期総合戦略」という。）を策定するものです。

② 第 3 期総合戦略の位置づけ

第 3 期総合戦略は、法第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けられ、「船橋市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を踏まえ、今後の目標と施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものです。

また、第 3 期総合戦略は、国及び千葉県の「総合戦略」、本市の最上位計画である「第 3 次船橋市総合計画」との整合・連携を図るものです。



③ 計画期間

第3期総合戦略の計画期間は、第3次船橋市総合計画の計画期間と整合を図り、令和7（2025）年度から令和13（2031）年度までの7年間とします。なお、社会経済情勢の変化等により、必要に応じ、見直しを行うものとします。

④ 第3期総合戦略におけるSDGsの視点

地方公共団体のSDGs達成に向けた取り組みは、少子高齢化や人口減少、地域経済の縮小など、地域の諸問題を解決し、地方公共団体の将来にわたる持続可能な成長力を確保することを目指した地方創生にも資するものと期待されています。第3期総合戦略では基本目標ごとに関連する主なSDGsのゴールを示しています。



ロゴ：国連広報センター作成

⑤ 客観的な指標と効果検証の実施

第3期総合戦略の進捗状況を客観的に検証するため、基本目標ごとに実現すべき成果に係る数値目標、施策ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI¹）を設定します。

そして毎年度、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働関係団体・メディア（産官学金労言）の関係者及び住民代表で構成する「船橋市まち・ひと・しごと創生懇話会」において、進捗状況を確認し、改善を図ります。

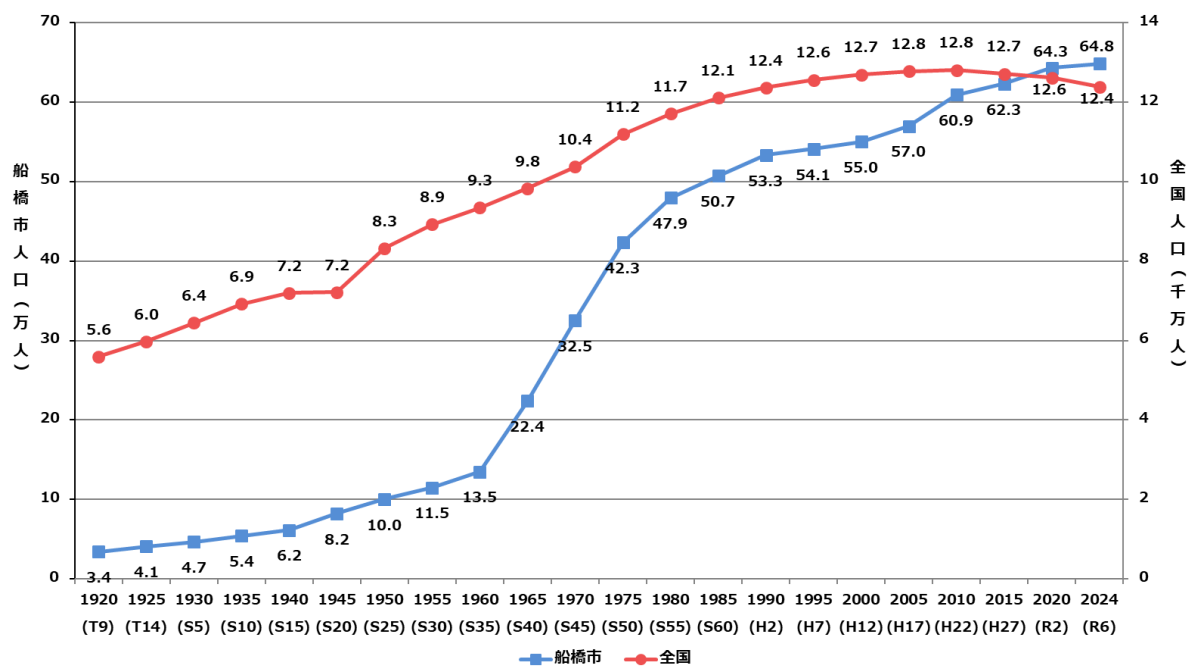
¹ Key Performance Indicator の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

本市の人口動態及び市民の定住意向

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

全国の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少局面に入り、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけて人口減少している市区町村は 8 割を超えています。そのような中、本市は現在も緩やかな人口増加が続いており、人口ビジョンを策定した平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度にかけて、約 2 万 5 千人増加しています。

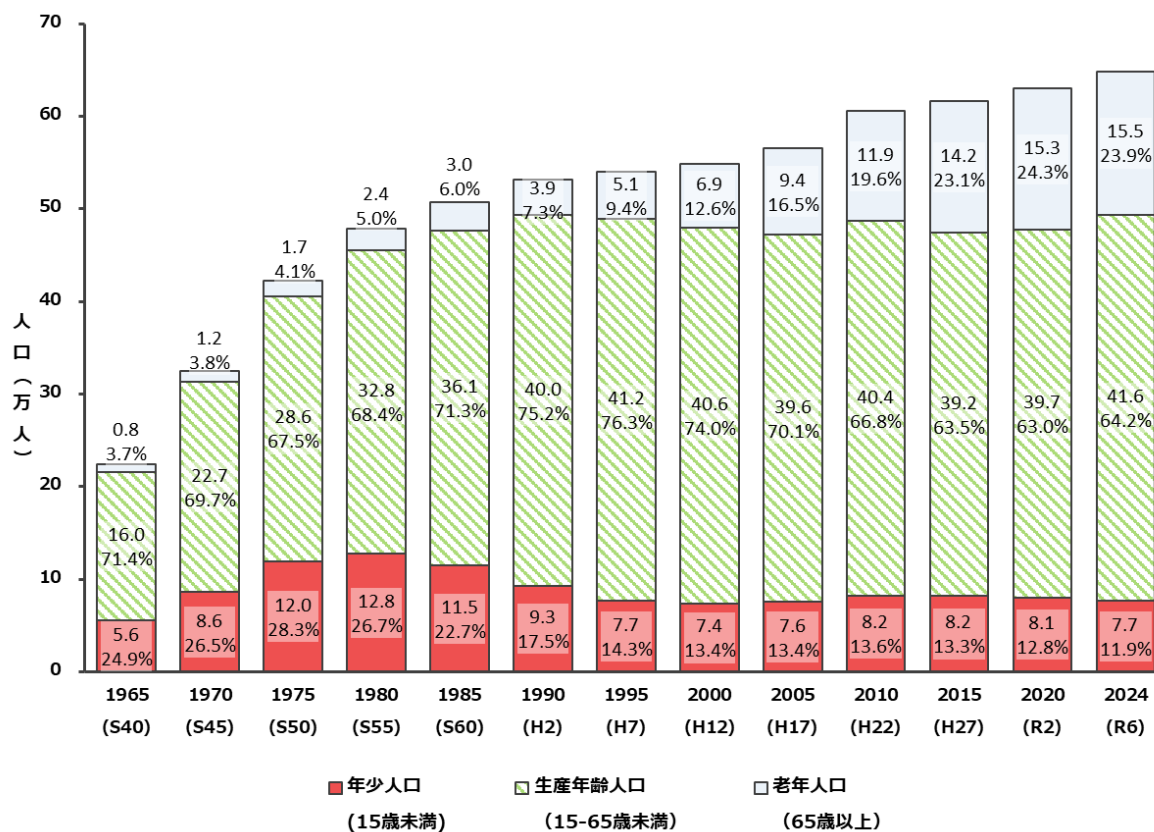
図表 1 総人口の推移



出所：令和 2 (2020) 年までは国勢調査、令和 6 (2024) 年のみ全国人口は概算値・船橋市人口は常住人口を基に作成（各年 10 月 1 日時点）

本市の人口を年齢3区分別に見ると、人口ビジョンを策定した平成 27（2015）年以後、年少人口（15 歳未満）は減少する一方、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）及び老年人口（65 歳以上）は増加しています。

図表 2 年齢 3 区分別人口の推移

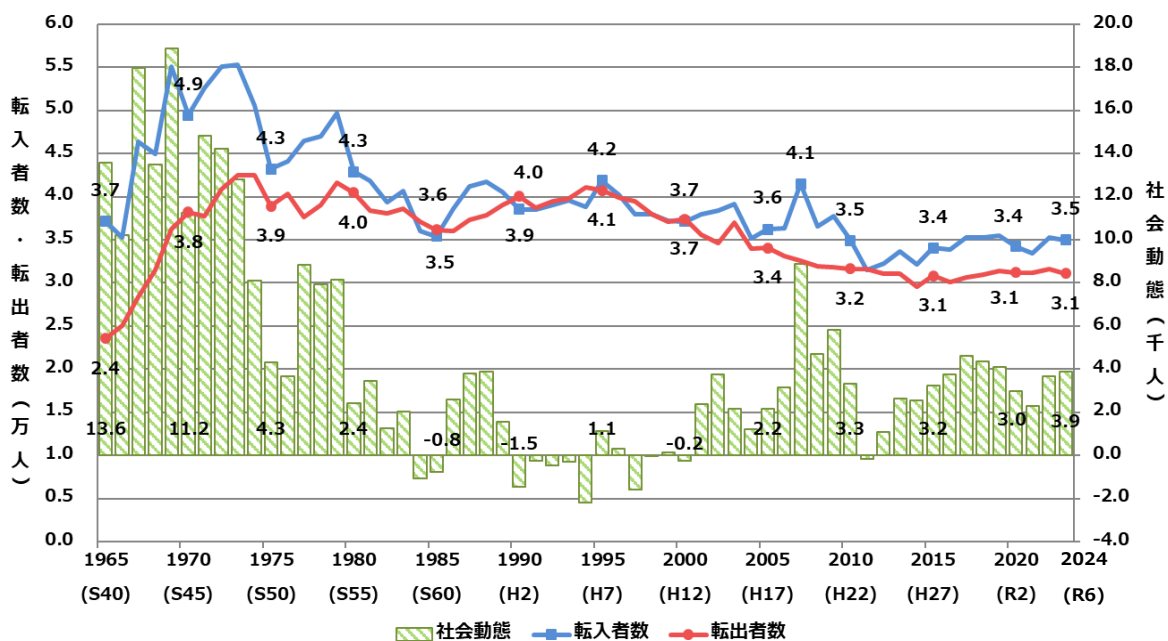


出所：令和 2（2020）年までは国勢調査（年齢不詳を除く）、令和 6（2024）年は住民基本台帳人口（4 月 1 日時点）を基に作成

② 社会増減・自然増減の推移

本市の社会動態は、転入者数が転出者数を上回る社会増加（転入超過）となっています。

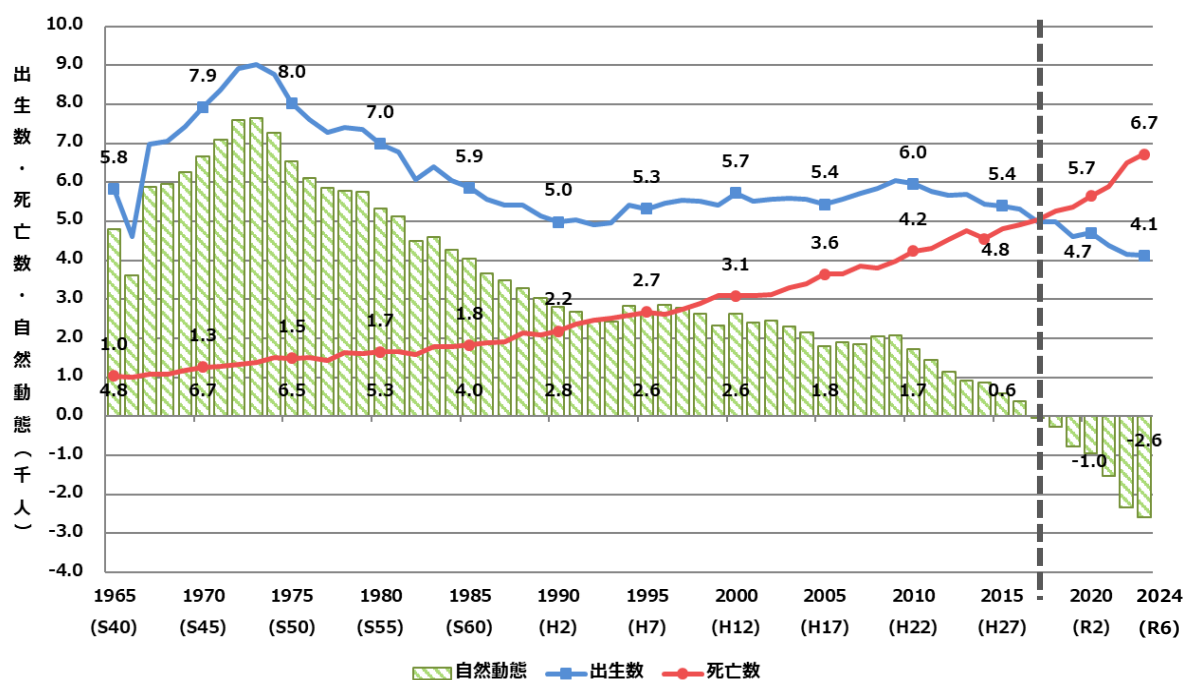
図表3 転入者数・転出者数・社会増減数の推移



出所：船橋市統計書（原則各年 10 月 1 日時点）を基に作成

本市の自然動態は、死亡数の増加傾向が続く一方、出生数は減少傾向にあり、平成 29（2017）年以降、死亡数が出生数を上回る自然減少となっています。

図表4 出生数・死亡数・自然増減数の推移



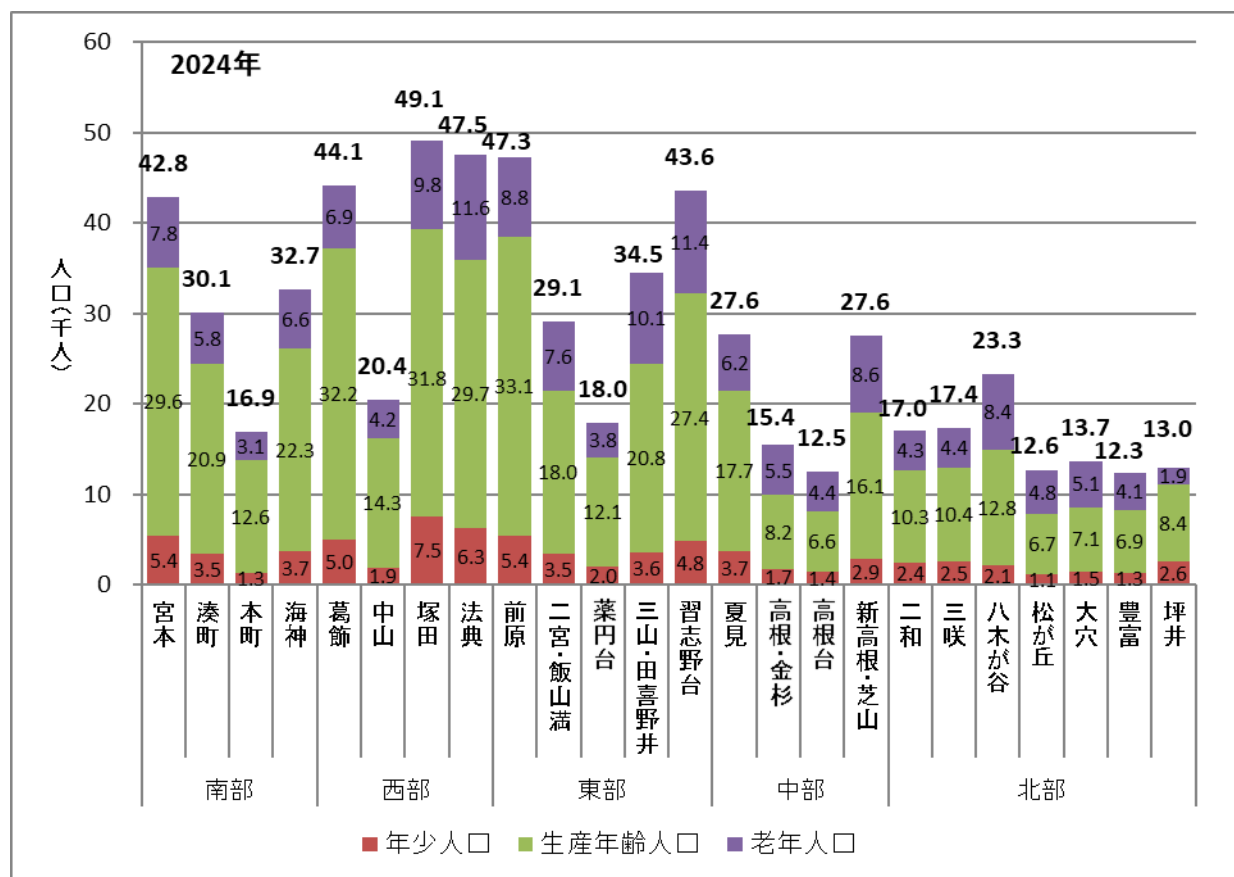
出所：船橋市統計書（原則各年 10 月 1 日時点）を基に作成

③ 地区コミュニティ別の人口動向

本市の人口増減を24地区コミュニティ別に見ると、人口ビジョン策定以後、南部・西部地域の全ての地区で人口が増加していますが、北部・東部・中部地域の約半数の地区で人口が減少しています。

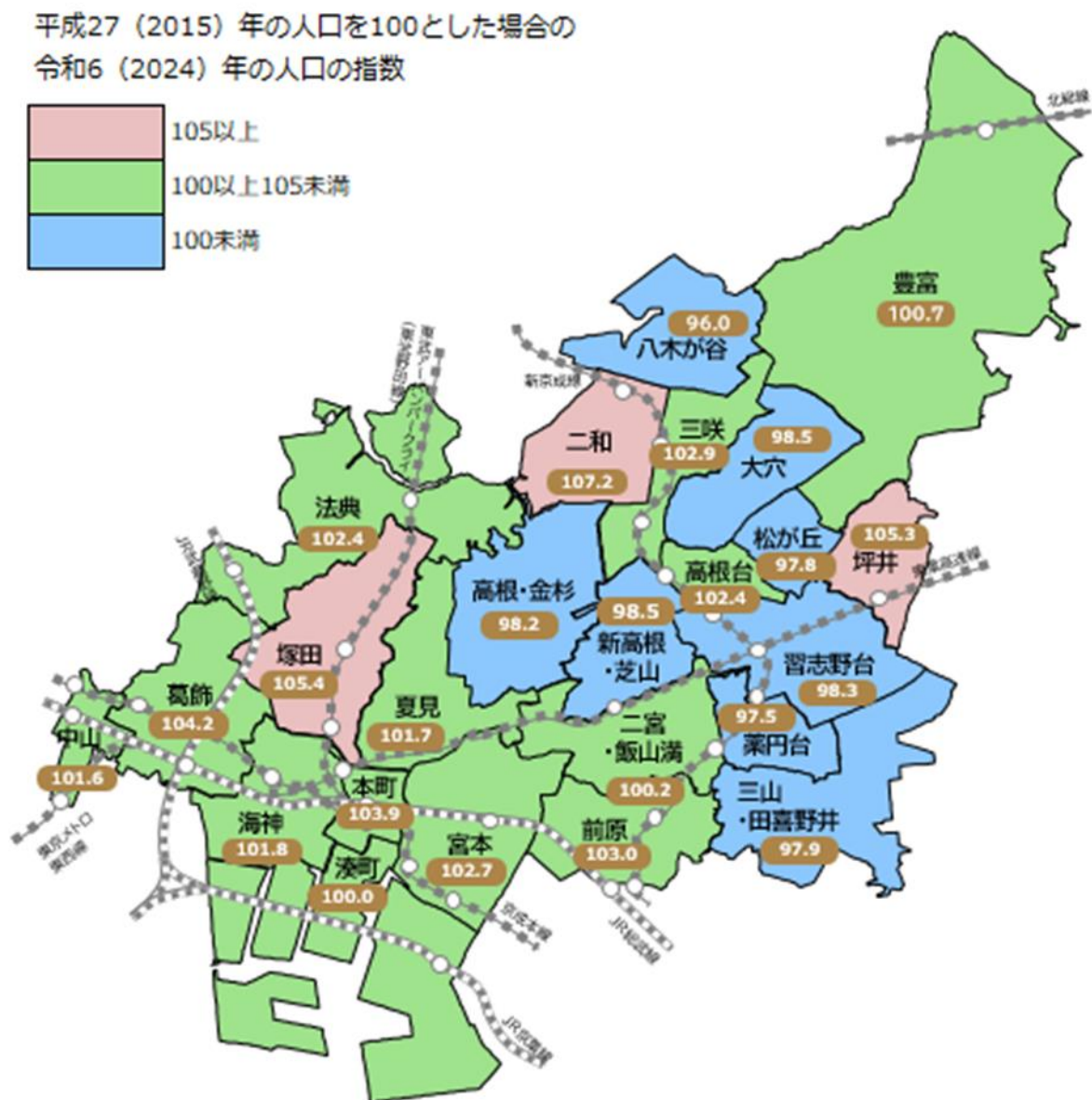
また、高齢化率を24地区コミュニティ別に見ると、令和6（2024）年は37.9%で松が丘地区が最も高く、次いで37.3%で大穴地区となっています。一方で南部・西部地域の全ての地区で高齢化率が25%未満であり、北部・東部・中部地域との差が大きくなっています。

図表5 24地区コミュニティ別の年齢3区分別人口（令和6（2024）年）



出所：住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日時点）を基に作成

図表6 24 地区コミュニティ別の人口増減数（平成 27（2015）年→令和 6（2024）年）



図表7 24地区コミュニティ別の高齢化率（令和6（2024）年）

65歳以上人口の総人口に占める割合



出所：住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日時点）を基に作成

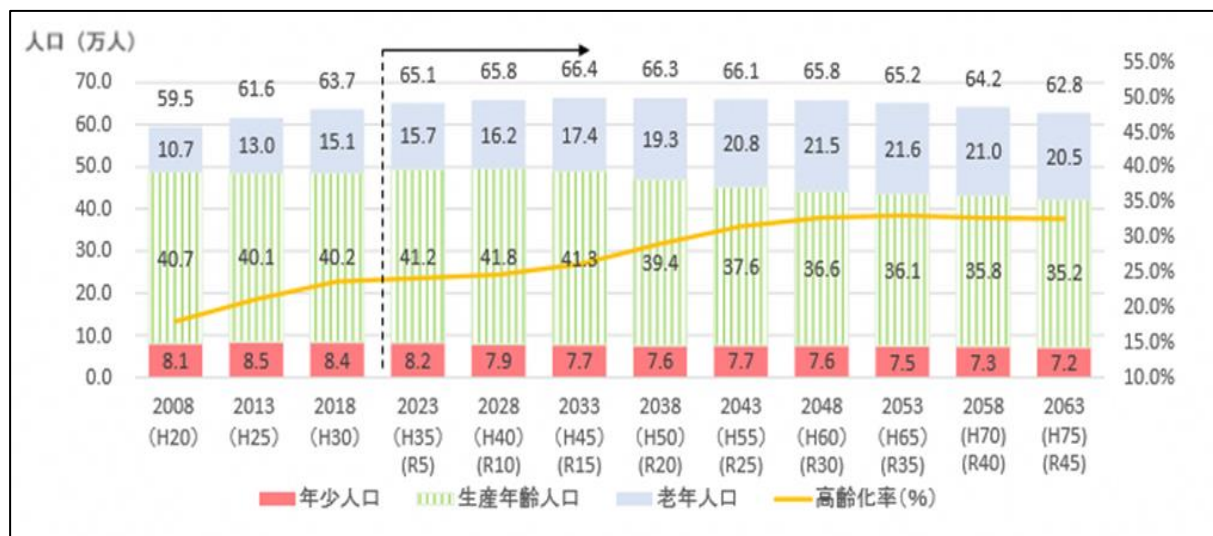
④ 将来人口推計

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推計

本市の人口は、令和 15 (2033) 年まで緩やかに増加を続け、66.4 万人をピークに以降は減少し、令和 25 (2043) 年には 66.1 万人、令和 45 (2063) 年には 62.8 万人となる見込みです。

年齢3区分別の人口推計を見ると、年少人口（15 歳未満）は減少が続く一方で、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は令和 10 (2028) 年まで緩やかに増加を続けると見込まれます。また、老年人口（65 歳以上）は令和 35 (2053) 年まで増加を続け、高齢化率は 33.1%となる見込みです。

図表8 総人口・年齢3区分別人口の将来人口推計

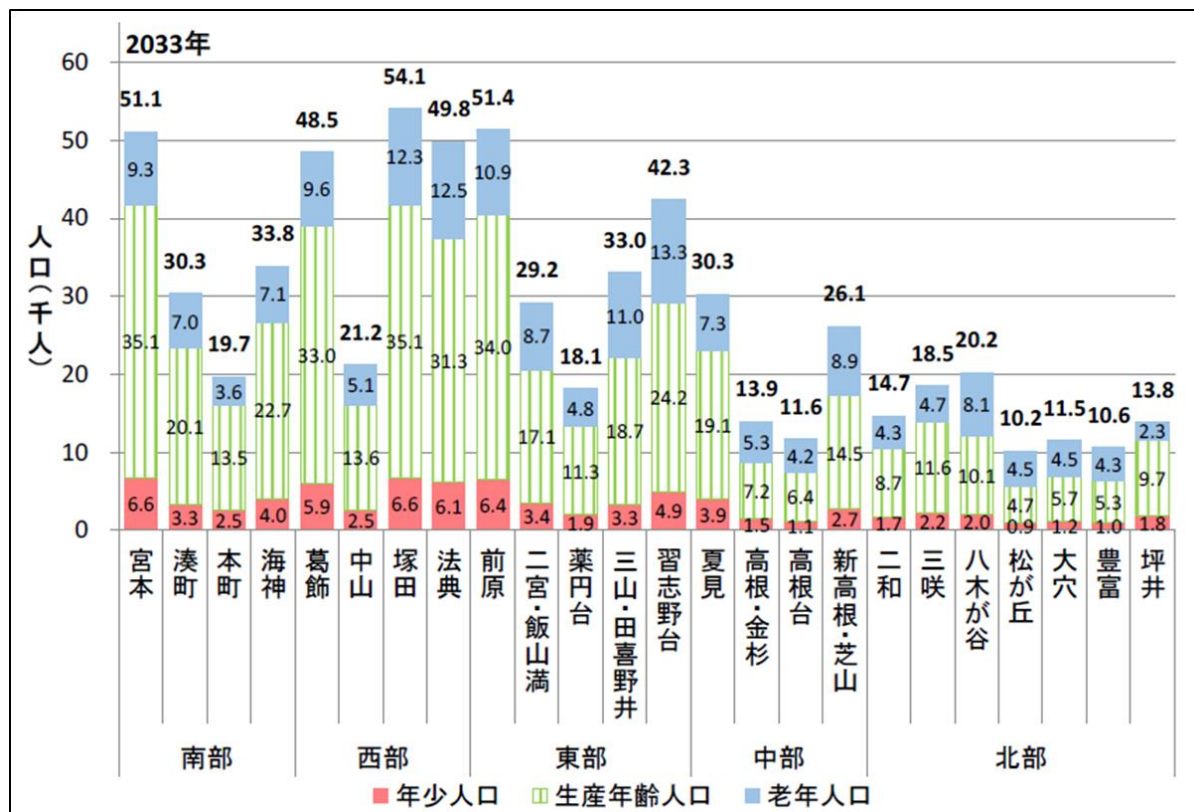


出所：人口推計調査報告書（令和元（2019）年5月）

（２）24 地区コミュニティ別人口の推計

総人口がピークを迎える令和 15（2033）年の人口推計を 24 地区コミュニティ別で見ると、北部・東部・中部地域の多くの地区コミュニティで人口の減少が見込まれるとともに、更に高齢化が進む見込みです。一方、南部・西部地域では全ての地区コミュニティで人口が増加し、高齢化率も北部・東部・中部地域と比べると低くなる見込みです。

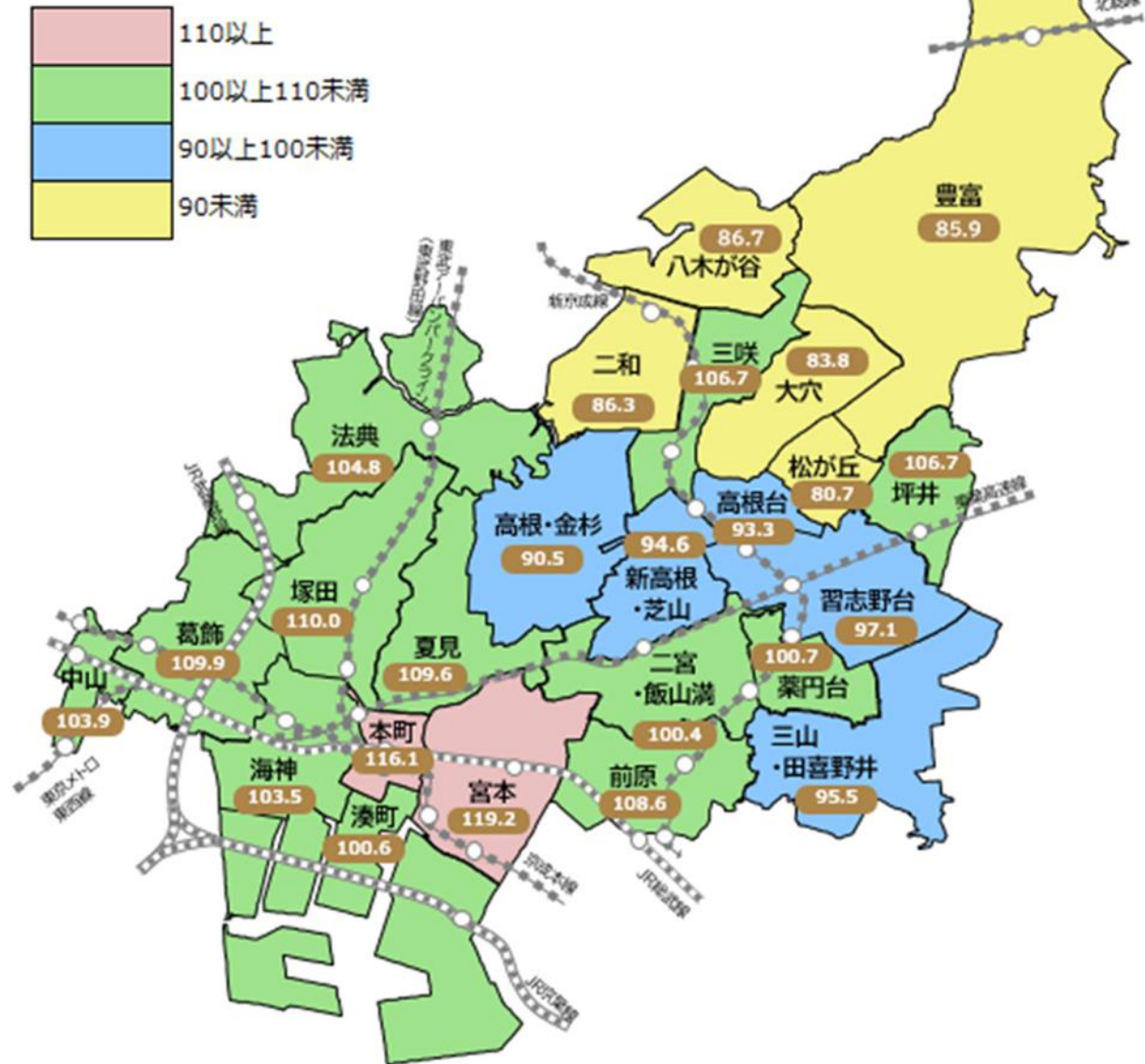
図表９ 24 地区コミュニティ別の年齢３区分別人口推計（令和 15（2033）年）



出所：人口推計調査報告書（令和元（2019）年 5 月）

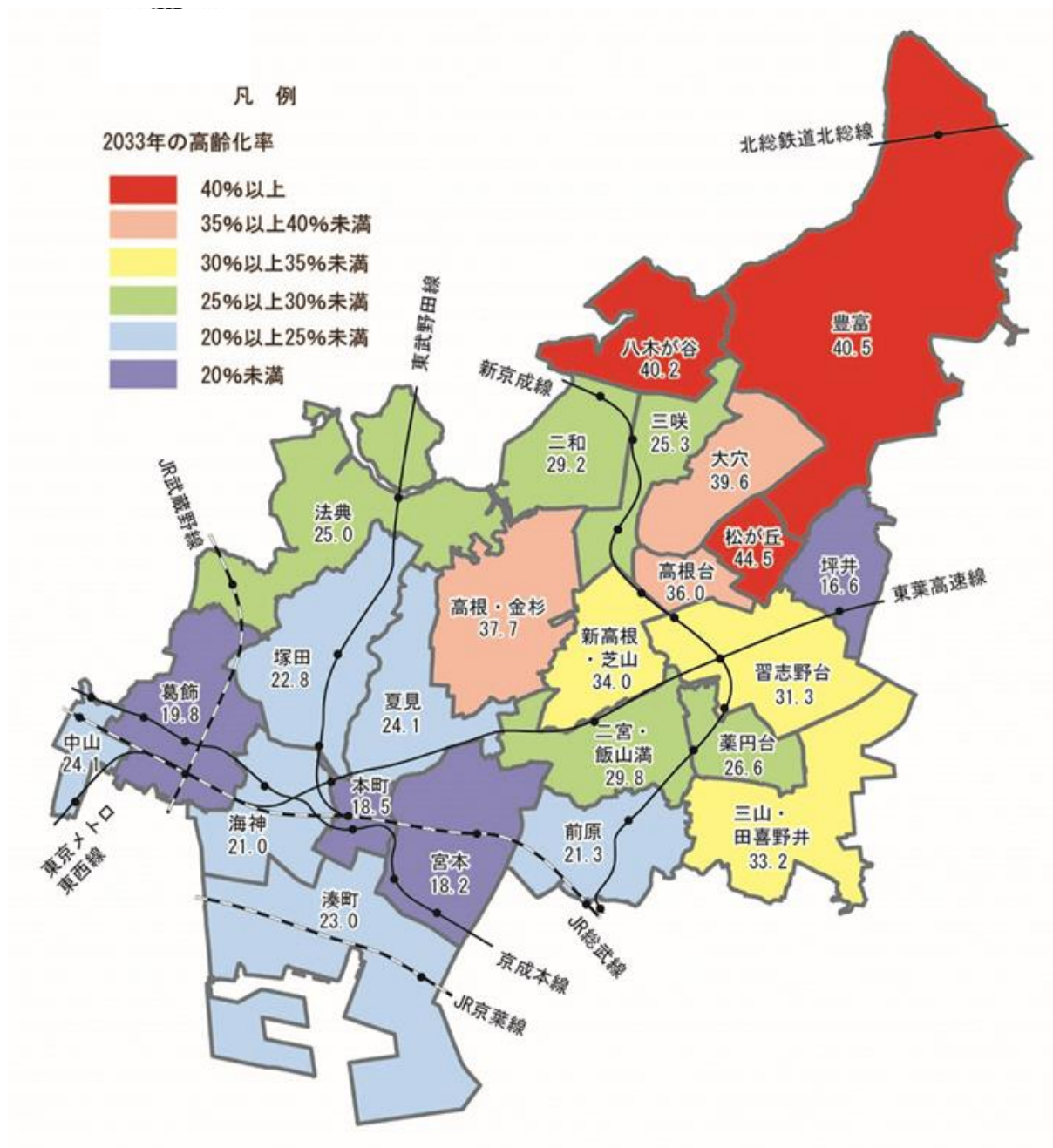
図表 10 24 地区コミュニティ別の人口増減の推計
(令和6(2024)年→令和15(2033)年)

令和6(2024)年の人口を100とした場合の
令和15(2033)年の人口の指数



出所：住民基本台帳（令和6(2024)年4月1日時点）及び人口推計調査報告書（令和元(2019)年5月）を基に作成

図表 11 24 地区コミュニティ別の高齢化率の推計（令和 15（2033）年）

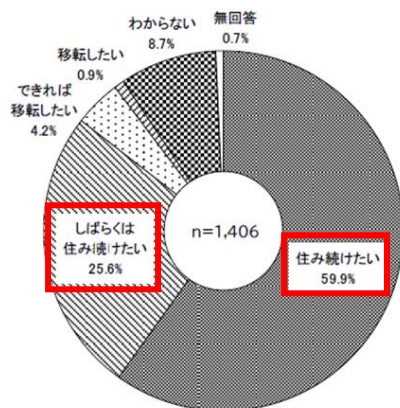


出所：人口推計調査報告書（令和元（2019）年5月）

⑤ 市民の定住意向

令和5（2023）年度市民意識調査及び令和4（2022）年度高齢者生活実態調査の結果によると、住み続けたい、住みよいと回答した割合がともに8割を超えており、本市への定住意向の高さがうかがえます。また、住みよい理由としては、「鉄道など交通機関が多く、通勤・通学に便利だから」、「商店などが近くにあり、日常の買い物に便利だから」などが挙げられています。

図表 12 市民の定住意向



図表 13 市民の定住意向（高齢者）

単位：％

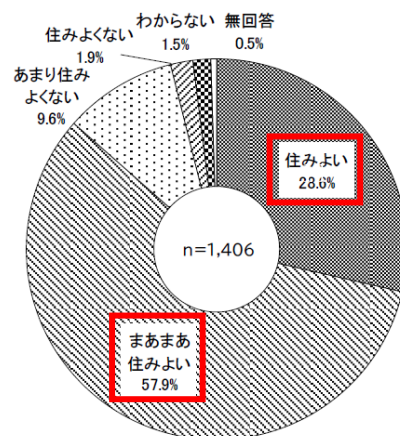
項 目	可能な限り今の住まいで生活したい	今の住まいを改修して住み続けたい	住宅に転居したい	バリアフリー化された住宅に転居したい	転居したい（同居を含む）	転居したい（同居を含まない）	医療や介護が受けられる有料老人ホーム等に転居したい	『今の住まいで生活し続けたい』
高齢者基本調査 (n=3,589)	82.1	8.8	1.3	2.3	0.6	1.1	90.9	
ひとり暮らし・高齢者のみ世帯調査 (n=3,861)	84.6	5.2	1.1	2.2	1.1	2.1	89.8	
要介護高齢者調査 (n=2,479)	80.6	5.0	1.5	1.3	1.3	3.3	85.6	
若年調査 (n=545)	65.3	14.3	2.9	3.3	3.1	0.4	79.6	

『今の住まいで生活し続けたい』＝「可能な限り今の住まいで生活したい」＋「今の住まいを改修して住み続けたい」
その他、無回答を除く

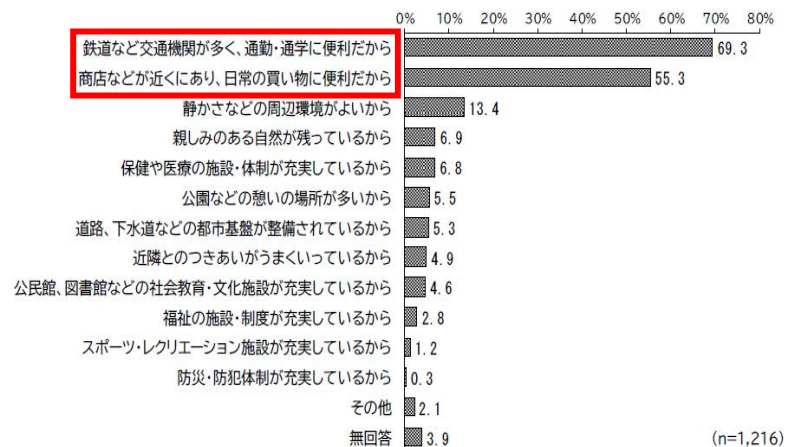
出所：市民意識調査（令和5（2023）年度）

出所：高齢者生活実態調査（令和4（2022）年度）

図表 14 市民の住み心地



図表 15 住みよい理由



出所：市民意識調査（令和5（2023）年度）

目指すべき将来の方向 ～4つの基本目標とデジタルの力の活用～

本市は、千葉県北西部に位置し、東京湾に面する沿岸部には貴重な干潟「三番瀬」、内陸に向かって、工業地や商業地、住宅地、農地、緑地が広がっています。

多彩な産業の発達、充実した鉄道網、海や川、緑などの恵み豊かな自然環境など、日々の暮らしの中で、都市の賑わいや利便性ととともに、自然の安らぎを享受できることが本市の大きな特徴と言えます。

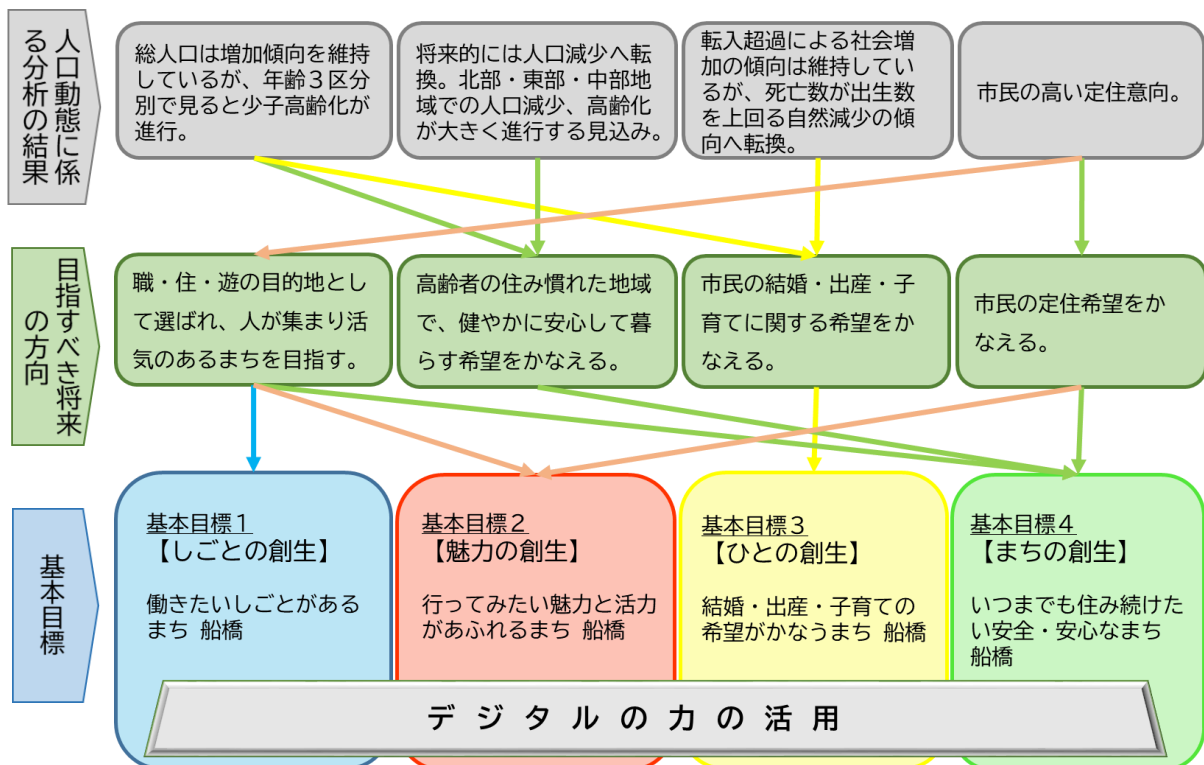
大小様々な商業施設や都心から一番近い潮干狩り場として知られる「ふなばし三番瀬海浜公園」、
「ふなばしアンデルセン公園」など本市独自の地域資源を活用しながら、船橋で生まれ育った人も、市外から船橋を選んで移り住んだ人も、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていかなければなりません。併せて、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、お互いの個性や価値観を理解し、尊重し合える環境を整え、誰もが活躍できる社会を実現することが求められています。

人口ビジョンでは、本市の人口動態の現状分析等の結果を踏まえ、人口に関する4つの「目指すべき将来の方向」を定めています。

人口動態に係る分析の結果は、人口ビジョン策定時の人口動態と比較し、数値の差異はあるものの概ね同様の傾向であることから、第3期総合戦略の計画期間においては、人口ビジョンの4つの目指すべき将来の方向を維持することとします。

第1期総合戦略・第2期総合戦略では、人口ビジョンの目指すべき将来の方向を踏まえ、4つの基本目標を設定し、地方創生の施策を進めてきました。第3期総合戦略においては、これまで進めてきた地方創生の流れを、AIの活用をはじめとしたデジタルの力により、継承・発展させていきます。

※本計画において、デジタルの力を活用した取組には **DX** のマークを付しています。



基本目標 1 働きたいしごとがあるまち 船橋【しごとの創生】

《数値目標》

指標名	基準値	目指す方向 (R13)
全産業の売上（収入）金額	2 兆 6,265 億円 (R3)	↑

《施策の基本的方向》

- 国内の人口減少・少子高齢化の進行のほか、経済のグローバル化、コロナ禍を契機としたデジタル化や脱炭素化といった社会構造の変化に対応し、マーケットの拡大が見込まれる成長産業に事業領域をシフトするなど、地域産業の持続的発展を目指します。
- 地域経済が活性化することで、市内の雇用を創出し、市民の市内における就業機会の拡大及び市外から市内へ通勤する就業者の増加を図ります。平日の市内の滞在人口が増加することにより、市内における消費活動の増加が期待でき、さらなる地域経済の活性化を図る好循環を確立します。
- 生産地と消費地が共存する本市の農業は、担い手不足や生産コストの増加など厳しい環境にありながらも、安全・安心で高品質な農産物を供給してきました。また、船橋沖に広がる干潟「三番瀬」は、江戸時代から豊かな漁場として知られ、現在も江戸前の漁場として栄えています。今後も、魅力ある農水産業として持続的な発展を目指していきます。

施策 1 商業環境の整備

施策 2 企業活動の活性化支援

施策 3 雇用確保・就労支援

施策 4 農水産業の人材育成

施策 5 農水産業の流通・販売の強化

《関連する主な SDGs のゴール》



施策１ 商業環境の整備

【現状と課題】

- 平成 30（2018）年度に実施した本市の新しいまちづくりに向けた市民アンケートでは、居住地域の商店街又は商店が 10 年前に比べ、「衰退している」が 35.5%で、「賑わっている」の 22.0%を大きく上回っています。
- 商店街は、大型店の進出や消費者ニーズの多様化、経営者の高齢化などにより、集客力の低下や後継者不足など、厳しい状況に置かれています。また、商店街活動の中心的役割を担っている商店会は、会員減少や会員の高齢化に伴い、活動停滞や解散するケースが増えています。

【施策の方向】

- 商店街の賑わい創出と周辺住民の買い物利便性向上のため、商店会活動の支援や空き店舗対策などにより、商業環境の整備を推進します。

【主な取り組み】

- ☞ 商店街を活性化するイベント等の支援（商工振興課）
- ☞ 空き店舗の活用促進（商工振興課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
商店街賑わいづくり支援事業実施件数 ²	14 件（R5）	→

² 商店街の賑わいづくりのためにイベントや商店街区の装飾を実施している商店会に補助金を交付する事業。

施策2 企業活動の活性化支援

【現状と課題】

- 本市は、令和3年経済センサス活動調査によると製造品出荷額等が6,963億円と県内4位の工業都市であり、市内には大手食品・飲料メーカーが集積し首都圏の台所機能を担っている京葉食品コンビナートや、高い技術・開発力を誇る中小製造業が多数立地する船橋機械金属工業協同組合などありますが、国内マーケットの将来を展望すると、人口減少による需要縮小が見込まれています。
- 市内事業所数は、需要の停滞や後継者不足等により、平成28(2016)年の15,603事業所から令和3(2021)年の15,194事業所に減少しており、既存企業の支援・育成と同時に創業を促進していく必要があります。

【施策の方向】

- 市内企業の経営基盤を安定・強化させるため、経営改善や事業承継、業種を超えたネットワーク形成、販路拡大、ICT導入などを支援します。
- 新規雇用やイノベーション創出等により地域経済の活性化が進むよう、新たに市内で起業・創業を目指す人を支援します。

【主な取り組み】

- ☞ ビジネスマッチング・異業種交流の推進（商工振興課）
- ☞ 新たなサービスやビジネスモデルの創出に取り組む事業者への支援（商工振興課）
- ☞ 起業・創業の促進（商工振興課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
創業者数	68人（R5）	→

施策3 雇用確保・就労支援

【現状と課題】

- 令和2（2020）年度に実施した市内事業者アンケート調査では、製造業の40.8%、非製造業の34.1%が、人材不足と回答しており、多くの企業で従業員の確保が困難となっています。一方で、子育てや介護をしている人のほか、外国人、障害のある人など働くことに制約がある潜在的労働者や、経験や知識を活かして就業機会を求める高齢者も多くいることから、それらの多様な人材が活躍できるような職場環境を整えることが求められています。
- 令和4（2022）年就業構造基本調査によれば、20～39歳に占める無業者の割合は13.2%であり若者の就労支援は早期に取り組むことで効果が上がりやすくなるため、必要に応じて支援を行い、経済的自立を図る必要があります。
- 障害のある人の経済的不安、雇用への不安を解消するために、働く意欲のある人がその適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。
- ひとり親家庭の就業状況が正社員である割合は、平成30（2018）年度の33.3%から令和5（2023）年度の40.2%と上昇傾向にあります。子育てと生計の確保という2つの役割を一人で担うひとり親家庭等は、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就労など多くの課題を抱えています。子供の貧困対策という観点からも、ひとり親家庭等の自立に向けた支援の推進を図る必要があります。

【施策の方向】

- 市内企業の労働力不足の解消を図るとともに、多様な人材が自分らしく働けるよう、関係機関との更なる連携を図りながら、雇用確保・就労支援体制の継続・強化に取り組めます。

【主な取り組み】

- ☞ 多様な人材の雇用に対する体制の整備の推進（商工振興課）
- ☞ 求職中の若者への就労支援（商工振興課）
- ☞ 障害のある人への就労支援（障害福祉課・商工振興課）
- ☞ ひとり親家庭等の相談支援体制の充実及び就業支援の強化（こども家庭支援課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
ふなばし地域若者サポートステーション就職決定者数	137人（R5）	→

施策4 農水産業の人材育成

【現状と課題】

- 本市の基幹的農業従事者³及び漁業就業者は年々減少しています。基幹的農業従事者は、平成27（2015）年の1,769人から令和2（2020）年には1,466人に減少し、65歳以上の占める割合は平成27（2015）年の43.8%から令和2（2020）年には48.6%に上昇しています。また、漁業就業者は、平成20（2008）年の140人から平成30（2018）年には82人に減少し、65歳以上の占める割合は平成20（2008）年の42.9%から平成30（2018）年には35.4%と減少しているものの、依然として65歳以上が高い割合を占めています。
- 令和2（2020）年の基幹的農業従事者のうち、県内全体での49歳以下の若年層の割合は12.2%となっていますが、本市の49歳以下の割合は20.0%と比較的高い状態を維持しています。

【施策の方向】

- 若手農業者の認定農業者⁴を継続して増やし、経営安定化することにより新規就農者を確保し、農業就業人口減少を抑制します。

【主な取り組み】

- ☞ 新規就農を含めた認定農業者・漁業就業者の育成（農水産課）
- ☞ 農地の貸付・借受のマッチングの促進（農水産課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
認定農業者数	151人（R5）	→

³ 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

⁴ 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人。

施策5 農水産業の流通・販売の強化

【現状と課題】

- 市内の農業産出額は、平成28（2016）年の103.5億円から令和3（2021）年には61.9億円と減少しているものの、本市のにんじんと梨の2品が特許庁の地域団体商標⁵に登録されるなど、農水産業の付加価値を高めるため、農水産物のブランド化に取り組んできました。
- 平成28（2016）年度の農業生産者向けアンケートによると、農家の約6割の生産額・生産量・農業所得が10年前より減少しており、経営の安定化に取り組む必要があります。
- 市内の漁獲量は、令和元（2019）年の3,729トンから令和5（2023）年には3,210トンと減少しています。
- 近年は温暖化や自然災害等の影響により、のりの収穫量やアサリ類の漁獲量が減少傾向にあることから、のり養殖及びのり加工施設整備に係る支援のほか、貝類の資源回復のための取り組みが必要です。

【施策の方向】

- 生産者の経営基盤を安定・強化させるため、生産者の収益性を高める販売機会の拡大や環境整備を支援します。

【主な取り組み】

- ☞ 地元小売店や卸売市場との連携（農水産課）
- ☞ 地産地消の推進（農水産課）
- ☞ 農水産物のブランド化の促進（農水産課）
- DX** ☞ スマート農業や施設・設備の導入支援（農水産課）
- ☞ 漁業資源回復のための取り組み（農水産課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
船橋産水産物の漁獲量	3,210 t（R5）	→

⁵ 地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として導入され、地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度。

基本目標２ 行ってみたい魅力と活力があふれるまち 船橋 【魅力の創生】

《数値目標》

指標名	基準値	目指す方向（R13）
転入数	34,967 人（R5）	↑

《施策の基本的方向》

- まちに人が集まると、自ずと賑わいと活力が生まれます。そして、賑わいと活力があるまちには人が集まり、人が人を呼ぶ好循環が生まれます。
- 本市には、市民のみならず、多くの人に親しまれ、利用されている「ふなばしアンデルセン公園」をはじめとした観光資源のほか、文化、スポーツ、産業、自然環境など、魅力的な地域資源があります。これらをさらに活かすため、今後も関係機関等と連携しながら、本市の魅力の発信を推進します。
- 本市が今後も活気と賑わいのあるまちであり続けるために、定住促進に加え、交流人口⁶の増加に取り組みます。
- 本市に集まった人が様々な活動や交流の輪の中で、一人一人が持つ経験や能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進します。

施策１ 魅力発信の充実

施策２ 新たなまちづくりの推進

施策３ 生涯学習の推進

施策４ 文化・スポーツの推進

施策５ 市民活動への支援と協働の推進

《関連する主な SDGs のゴール》



⁶ 通勤・通学、買い物、レジャーなどでその地域を訪れる人。その地域に住む人を意味する「定住人口」に対する概念。

施策1 魅力発信の充実

【現状と課題】

- 本市は、北部地域を中心に緑が広がり、台地から斜面、低地、海へと続く地形が形づくられ、南部地域は貴重な干潟「三番瀬」に面しています。また、地形に応じて様々な生き物が生育・生息するなど、都心近郊にありながら、市民が憩うことができる多様な自然環境が残されています。
- 季節を問わず多くの草花が咲き誇るふなばしアンデルセン公園や、三番瀬の魅力に触れて学ぶことができるふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館は、どちらも楽しみながら自然に親しめる場所で、市内外から多くの人を集める人気のスポットとなっています。
- 市内には、歴史と伝統ある文化財や約 200 か所の遺跡があり、近年、取掛西貝塚で国内でも希少な約 1 万年前の縄文時代早期前葉の貝塚と集落跡が発見され、本市で初の国史跡⁷に指定されました。
- 本市では、市民が主体となり、「音楽のまち」を掲げて様々な音楽イベントを開催するなど、市域全体において音楽活動が盛んです。
- プロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」やラグビーチーム「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」が本市を拠点に活動しています。
- 漁業では、豊かな三番瀬の恵みを受けた伝統的なのり養殖や採貝漁などが営まれているほか、農業では、特許庁の地域団体商標に登録されている「船橋のなし」や「船橋にんじん」をはじめ、小松菜や枝豆など幅広い品目を生産しています。
- 「ふなばしロケーションズ ふなロケ」は、市内において、映画やドラマ、CM、プロモーションビデオなどの撮影制作に関わる要望に応える窓口で、市内の各ロケーション紹介をはじめ、撮影が円滑に進むようサポートを行っています。
- 本市では、マスメディアへのリリース配信を積極的に実施しており、令和5（2023）年度は、387 件のリリース配信を行い、1,063 件のメディアへの露出がありました。
- 本市の臨海部では、JR 南船橋駅南口の市有地において、道路や駅前広場などの都市基盤が新たに整備されたほか、民間事業者により商業施設や大規模な芝生広場が整備されました。今後は民間事業者と連携しながら、エリアマネジメント活動によるイベント開催やインフォメーションセンターからの情報発信等により、回遊性の創出を図っていく必要があります。
- 令和元（2019）年に 3,188 万人と 7 年連続で増加していた訪日外国人観光客数は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、令和3（2021）年には 25 万人まで大幅に減少しましたが、令和4（2022）年以降は回復傾向にあり、令和5（2023）年は 2,507 万人まで回復しています。インバウンド（訪日外国人旅行）需要の取り込みを推進する必要があります。

⁷貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上または学術上価値の高いもののうち重要なもの。

【施策の方向】

- 観光スポットやレジャー・商業施設のほか、自然環境、歴史・文化などの船橋ならではの地域資源を活かし、交流人口の増加によるまちの活性化が図れるよう、新たな魅力の発掘と発信に取り組みます。

【主な取り組み】

- ☞ 地域資源を活かした観光プロモーションの推進（商工振興課）
- ☞ インバウンド対応の推進（商工振興課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
観光入込客数	1,478,421 人（R5）	↑

施策2 新たなまちづくりの推進

【現状と課題】

- 海老川上流地区は、本市の中央部に位置し、中心市街地にも近く、東葉高速線を有する地理的利点がある一方、休耕地が増えるとともに、宅地や墓地、資材置き場、作業場等が混在した土地利用が進んでいます。本市では、この地区に市立医療センター移転や新駅誘致を核とした新たなまちづくりを進め、ふなばしメディカルタウン構想⁸の実現を目指しています。
- 二和向台駅周辺は、商業施設や公共施設が立地しており、北部地域の玄関口として高いポテンシャルを有する一方、道路や公園等の都市基盤整備が不十分です。本市では、同地区の市街地環境を改善するため平成29（2017）年度に駅南側の国有地を取得し、都市基盤整備を進めています。
- 船橋駅周辺では、再開発事業や道路網等の都市基盤整備等により、都市機能の強化を図る必要があります。

【施策の方向】

- 賑わいのある拠点や便利で住みよい住環境の創出のため、地域特性に応じた魅力あるまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

- ☞ 「ふなばしメディカルタウン構想」に基づく海老川上流地区のまちづくりの推進（都市政策課・政策企画課）
- ☞ 二和東5丁目市有地活用事業の推進（道路建設課・公園緑地課・政策企画課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
滞在人口（14 時時点の年間平均）	460,292 人（R4）	↑

⁸ 医療や健康をテーマとした新たなまちづくりの考え方をまとめたもので、このまちづくりにより「健康寿命日本一」を目指す本市の健康・医療の中核となるまちを目指す。

施策3 生涯学習の推進

【現状と課題】

- すべての市民が生涯にわたって自ら学び、その成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現のため、本市では、市民や団体の主体的な活動を支援しており、市内では公民館などを拠点として多くの生涯学習活動が行われています。
- 「人生100年時代」や「超スマート社会（Society5.0）」の到来など、劇的に変化する社会をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、働くことや地域・社会の課題解決につなげていくことの必要性がより一層高まっています。

【施策の方向】

- 市民一人一人が生涯にわたって学び続けられるよう、社会の変化に対応した学習や一人一人のライフステージに対応した学習を支援します。
- 幅広い世代の市民が、学びによって身につけた技能・知識等を活かして、地域や社会の課題を解決できるよう、人材・団体を育成・支援するとともに、交流機会の創出や、学びの成果等を活動につなげる体制の構築を図ります。

【主な取り組み】

- ☞ 新たな学習スタイルへの対応（社会教育課）
- ☞ 地域・社会で活躍する人材・団体の育成と支援（社会教育課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
社会教育関係団体・会員数	1,791 団体 95,268 人 (R6)	→

施策4 文化・スポーツの推進

【現状と課題】

- 地域に根ざした伝統芸能や文化財の保護・保存・活用、優れた芸術に接する機会の提供や市民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな市民文化の創造を促進する必要があります。
- 本市では、昭和 58（1983）年に「スポーツ健康都市宣言」を行い、スポーツ振興を推進しており、今後もすべての市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめるよう、情報提供や環境整備に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 子供から大人まですべての市民が、文化・芸術に触れ、親しみ、楽しめるよう、鑑賞・創作・公演活動など多様なかたちで、主体的に文化活動に参加できる環境づくりに取り組みます。また、文化の担い手となる人材を育成し、事業の運営者・支援者を含め、文化活動にかかわる人の輪を広げていきます。
- 市民一人一人が、年齢や障害の有無に関わらず、気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れる機会やパラスポーツを体験する機会を提供するとともに、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。
- スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図るため、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

【主な取り組み】

- ☞ 文化団体・市民ボランティアと協働した事業の推進（文化課）
- ☞ 文化芸術活動への支援の充実（文化課）
- ☞ 地域に根ざした伝統芸能や文化財の保存・活用（文化課）
- DX** デジタルミュージアムの運営（文化課）
- ☞ 年齢や障害の有無に関わらず参加できるイベントの開催（生涯スポーツ課）
- ☞ 地域住民と連携・協働したスポーツイベントの開催（生涯スポーツ課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
市主催事業（スポーツイベント）の参加者数	128,456 人（R5）	↑

施策5 市民活動への支援と協働の推進

【現状と課題】

- 本市では、環境問題や高齢者への支援、子供の安全など社会的課題に取り組む団体の活動を支援するため、市民活動サポートセンターの開設や市民活動団体の公益的な活動への支援を行っています。
- 本市では、市内において様々な知識、経験、技能等を有する、個人又は団体の情報発信を支援するふなばし市民力発見サイトを開設しています。当サイトの登録団体数は、平成27(2015)年度の587団体から令和5(2023)年度の544団体とやや減少傾向にあります。
- 平成27(2015)年度から開始した中学生、高校生、大学生、専門学校生に市民活動やボランティア活動を体験する機会を提供するふなばし夏のボランティア体験の参加者数は、平成27(2015)年度の202人から令和5(2023)年度の610人と増加しています。

【施策の方向】

- 様々な知識、経験、技能等を有する多様な主体が活躍できるよう、個人や団体等が活動しやすい環境づくりや意識の啓発などを行います。

【主な取り組み】

- ☞ 市民活動を体感できるイベントの開催や支援（市民協働課）
- ☞ 市民活動に関する情報提供の充実・情報交換の促進（市民協働課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
市民力発見サイト登録団体数	544 団体（R5）	→

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 船橋 【ひとの創生】

《数値目標》

指標名	基準値	目指す方向（R13）
合計特殊出生率	1.12（R5）	↑

《施策の基本的方向》

- 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることを基本としつつ、自らの主体的な選択により、結婚し、子供を産み、育てたいという希望を実現するためには、結婚、妊娠から出産、子育てに至るまでの包括的な支援が求められます。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進など、家庭の在り方や家庭を取り巻く環境は多様化し、少子化も進行しています。このような中、「子どもの権利」が守られ、すべての子供が健やかで心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えるとともに、社会全体で子供や子育て家庭を支えるまちを目指します。

施策1 結婚、妊娠期から子育て期にわたる支援

施策2 乳幼児期の教育・保育の充実

施策3 子供の健全な育成

《関連する主な SDGs のゴール》



施策1 結婚、妊娠期から子育て期にわたる支援

【現状と課題】

- 第16回出生動向基本調査によると、1年以内に結婚するとした場合、何が障害になるかを具体的にたずねたところ、「結婚資金」と回答した割合が最も高く、男性が47.5%、女性が43.0%となっています。
- 本市では、母子健康手帳交付時における妊婦全数面接や乳児家庭全戸訪問等の母子保健事業を推進するとともに、子育ての不安や悩みを相談できる拠点として子育て世代包括支援センター（ふなここ）や保健センター、地域子育て支援拠点（子育て支援センター・児童ホーム）にて、妊娠期から子育て期にわたる支援を行っています。
- 4か月児健康相談における妊娠・出産について満足している者の割合は、令和4（2022）年度は76.9%でしたが、令和5（2023）年度は77.1%とわずかに増加しました。晩婚化や晩産化、育児の孤立化など妊娠や出産、子育てを取り巻く状況は大きく変化していることから、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- 結婚に伴う新生活のための住居確保に必要な初期費用の助成を行い、経済的な負担を軽減することで、結婚を希望する若い世代への支援を行います。
- 出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子供を産み育てることができるよう、関係機関との連携を図りながら、支援が必要な人に対し継続的・包括的に支援します。また、母子保健事業及び地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ☞ 結婚新生活の支援（住宅政策課）
- ☞ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策（地域保健課）
- ☞ 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実（地域子育て支援課）
- DX** 船橋市子育て応援・情報アプリ「ふなっこアプリ」の配信（こども政策課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
妊娠・出産について満足している者の割合	77.1%（R5）	↑

施策2 乳幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

- 年少人口が減少傾向にある中、本市では、女性の就業率の上昇により増加する保育需要に対応するために、保育士確保に向けた取り組みや、保育の受け皿の拡大に取り組んできました。本市の保育所待機児童数（国基準・4月1日現在）は、ピークとなった平成27（2015）年4月の625人から減少傾向で推移していますが、保育需要は依然として増加傾向であり、待機児童の解消には至っていません。

【施策の方向】

- 乳幼児期の子供が、きめ細やかで充実した教育・保育を受けることができるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため、教育・保育の提供体制の充実・適正化を図ります。

【主な取り組み】

- ☞ 保育需要に応じた受け皿や保育士の確保（保育運営課・保育入園課）
- ☞ 保護者のニーズに応える幼稚園の預かり保育の充実（保育入園課）
- DX** ☞ 保育 ICT システムの運用・導入支援（保育運営課・保育入園課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
保育所待機児童数（国基準・4月1日時点）	24人（R6.4）	↓

施策3 子供の健全な育成

【現状と課題】

- 小学生の放課後の居場所として、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室事業（船っ子教室）の環境整備に取り組んでいます。放課後ルームについては、女性の就業率の上昇により需要が増加しており、待機児童数の状況は、令和4（2022）年5月は309人、令和5（2023）年5月は338人、令和6（2024）年5月は219人と解消には至っていません。
- 児童ホームでは、様々な事業の開催や子供の居場所として利用しやすい環境づくりに努めています。来館者数については、年少人口の減少や新型コロナウイルス感染症対策による制限で減少していましたが、コロナ禍が落ち着くのに伴い回復傾向にあります。
- 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒は増加傾向にあります。また、ヤングケアラー⁹等の子供を取り巻く新たな課題に対しては、学校と地域、関係機関が連携して対応する必要があります。
- 本市では、生活困窮世帯等の子供を対象に、学習教室の開催や居場所づくりを実施しており、今後も貧困の連鎖を防ぐために、支援内容の充実等を検討していく必要があります。
- 全国的に児童虐待相談件数が増加しており、本市家庭児童相談室と本市を管轄する市川児童相談所（船橋市分）の児童虐待相談件数は高止まりの状況です。

【施策の方向】

- 子供が安全で安心して活動できる居場所を確保し、心身の健全な育成を図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）と放課後子供教室事業（船っ子教室）の充実・連携を図ります。また、児童ホーム等において、子供の遊び場を提供するとともに、子供による自主的な活動を支援します。
- 児童生徒の複雑かつ多様な課題に対応できるよう、特別支援学級の整備、不登校児童生徒や帰国・外国人児童生徒への支援等の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携し適切な支援につなげられる体制の構築を推進します。
- 貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子供への支援を行います。
- 妊産婦、子育て家庭、子供への寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、子供たちの安全で安心な生活を守ります。

⁹ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供・若者。

【主な取り組み】

- ☞ 「放課後ルーム」と「船っ子教室」の連携強化（地域子育て支援課・青少年課）
- ☞ 子供たちの体験・交流活動の推進（地域子育て支援課）
- ☞ 特別支援学級の整備（総合教育センター）
- ☞ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進（指導課・総合教育センター）
- ☞ 困難を抱える生活困窮世帯等の子供への支援（こども家庭支援課）
- ☞ こども家庭センターと児童相談所の連携による児童虐待の発生予防策と児童虐待相談体制の充実（児童相談所開設準備課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
放課後ルーム待機児童数（5月1日時点）	219人（R6.5）	↓

基本目標4 いつまでも住み続けたい安全・安心なまち 船橋 【まちの創生】

《数値目標》

指標名	基準値	目指す方向 (R13)
船橋市に「住みよい」と感じる市民の割合	南部 90.1% 西部 85.7% 中部 86.7% 東部 87.3% 北部 85.3% (R5)	↑

《施策の基本的方向》

- 超高齢社会にあっても、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム¹⁰の構築をさらに推進します。
- 首都直下地震や、大型台風等の自然災害のほか、新たな感染症の発生及びまん延等の健康危機、詐欺等の犯罪や交通事故など、市民生活の安全を脅かすリスクに対応するため、市民と危機意識を共有するとともに、市民と行政が一体となって災害や犯罪等の被害を防止・軽減するまちづくりを推進します。
- JR沿線の西部・南部地域では転入超過が続く一方で、東部・中部・北部地域では高齢化が進み、一部では人口が減少するなど、人口動態に地域差が見られます。人口減少や高齢化が進行する地域では、地域活動の担い手の確保のほか、身近な商店街の衰退、公共交通の縮小などが懸念されます。このような状況下においても、市民の定住希望に応え、いつまでも住み続けたい、住んで良かったと思ってもらうために、地域の活力の維持・向上を図るまちづくりを推進します。

- 施策1 超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの構築
 施策2 住環境の整備と空き家の適正管理
 施策3 歩道や自転車走行環境の整備と交通安全意識の啓発
 施策4 道路ネットワークの構築と公共交通の活性化
 施策5 地域防災力の向上
 施策6 防災体制の充実
 施策7 防犯体制の充実

《関連する主なSDGsのゴール》



¹⁰ 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。

施策1 超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

- 健康寿命¹¹の延伸に向けては、生活習慣病の発症予防やフレイル¹²予防により、市民の健康維持、増進及び介護予防を図る必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、地域の中での見守りや家事援助など多様な生活支援の充実のほか、これらを支えるボランティア体制を確立する必要があります。
- 市内では、民間事業者による移動販売事業が展開されていますが、事業を安定的に継続していくためには採算性の確保が必要となります。
- 認知症高齢者の増加も見込まれていることから、地域で支える体制をさらに整備していくことが求められています。
- 今後の高齢化の進行に伴い、医療の必要性の高い要介護者が増加することが見込まれていますが、入院期間が短縮傾向にある病院での療養の継続は難しく、病床数の大幅な増加も困難な状況であることから、在宅医療体制を整備することが必要です。
- 制度の狭間といわれる新たな課題（8050問題¹³、ダブルケア¹⁴等）に対応するには、多機関・多職種の連携による包括的な相談支援体制の構築が必要となります。

【施策の方向】

- 市民が自立して生活できる期間を延ばすため、市民の自主的な健康づくりを促進する環境整備を行うとともに、高齢者が日々の生活の中で、運動機能の低下や生活習慣病の発症予防に取り組めるよう、健康づくりや介護予防に関する意識啓発及び機会創出を推進します。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、家事援助などの日常生活の手助けのほか、地域での助け合い活動や見守り体制の構築を支援します。また、自宅近隣に店舗がなく、買い物に不便を感じている市民を支援するため、買い物支援を実施します。
- 認知症になっても、安心して地域で暮らせるよう、本人や家族への支援とともに、地域での支援体制を強化します。また、地域包括支援センターを基幹とした相談支援体制の整備を進めます。
- 超高齢社会においても自宅等で適切な医療が受けられるよう、医療・介護の関係団体や行政による医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、在宅医療体制の充実を図ります。
- 新たな課題や複合的な課題を抱える相談者の問題解決のための道筋をたてられるよう、専門相談機関等にて相談を受け止め、適切な窓口につなぐとともに、関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。

¹¹ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

¹² 加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害や要介護状態などの危険性が高くなった状態を指す。

¹³ 80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。

¹⁴ 晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担う。

【主な取り組み】

- ☞ 介護予防知識の啓発及び運動実践の場づくり・支援（健康づくり課）
- ☞ 生活支援コーディネーターによる地域のネットワーク強化（地域福祉課）
- ☞ 買物困難地域における移動販売事業に対する支援（商工振興課）
- ☞ 認知症の本人や家族への支援（地域包括ケア推進課）
- ☞ 地域包括支援センターの機能強化とセンター間の連携協力（地域包括ケア推進課）
- ☞ 在宅医療の提供体制の拡充（地域包括ケア推進課）
- DX** 「船橋市在宅医療・介護連携支援用患者情報共有システム」の運用（地域包括ケア推進課）
- ☞ 重層的支援体制整備事業の推進（福祉政策課・地域福祉課）
- DX** 音声マイニングシステムの導入による相談業務のデジタル化（福祉政策課・地域福祉課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
健康寿命	男性 80.4 年 女性 84.6 年 (R4)	↑

施策2 住環境の整備と空き家の適正管理

【現状と課題】

- 本市は、人口増加に伴い総住宅数や世帯数が増加する中、高齢者世帯の増加や世帯当たり人員の減少が進んでおり、住まいに対するニーズが多様化しています。本市では、地域包括ケアシステムにおける住まいの分野として、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境の整備に取り組んでいます。
- 本市の空き家率は、住宅・土地統計調査結果によると、令和5（2023）年で10.3%と全国の13.8%に比べて低いものの、本市の空き家戸数は平成25（2013）年の30,650戸から令和5（2023）年の33,700戸へ増加しています。本市では、周囲に悪影響を及ぼしている空き家の解消のため、空き家の所有者等に対する助言・情報提供等を行っていますが、管理不全の空き家の増加が懸念されています。

【施策の方向】

- 居住ニーズが多様化する中でも、住宅確保要配慮者¹⁵が安心して暮らせるよう、市営住宅や民間賃貸住宅の住まいと入居・生活支援に係るサービス等を一体的に提供する、住宅セーフティネット¹⁶の充実を図ります。
- 各世帯が長期にわたって住み続けられ、次世代に引き継がれる良質な住宅ストックを形成するため、住宅のバリアフリー化や断熱改修を支援するほか、マンション管理の適正化を促進します。
- 管理不全の空き家の発生の予防・解消のため、空き家の適切な管理の促進とともに、有効活用の手法の検討・実施を行います。

【主な取り組み】

- ☞ 高齢者の住み替えや親世帯と子育て世帯の近居同居の支援（住宅政策課）
- ☞ 住宅バリアフリー化・断熱改修の支援（住宅政策課）
- ☞ マンション管理に関する無料相談やセミナーの実施（住宅政策課）
- ☞ 空き家の相談体制の整備や情報発信（市民安全推進課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	39.6%（H30）	↑

¹⁵ 住宅セーフティネット法において定義された、低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人。

¹⁶ 住宅政策においては、自力で適正な水準の住宅を確保できない者に対して、行政が関与して、健康で文化的な生活を保障していくという意味で使われる。

施策3 歩道や自転車走行環境の整備と交通安全意識の啓発

【現状と課題】

- 本市の道路は、幅員の狭さや道路上の電柱により歩行者空間が不十分であることに加え、段差や急な勾配等が見られる歩道が存在しています。また、幹線道路の交通渋滞を回避する車両が生活道路を抜け道として利用している状況も見受けられます。
- 本市では、車道での自転車走行環境の整備を進めていますが、幅員が不足している道路や自転車走行空間が明確でない道路において、歩行者や自転車利用者の安全な通行が妨げられるケースが発生しています。
- 本市の交通事故発生件数は、平成27（2015）年の1,598件から令和5（2023）年の1,004件へと減少傾向にあります。安全で安心して暮らせる船橋を目指し、引き続き効果的な交通安全対策を進める必要があります。
- 自転車の歩道走行や、自動車の妨害運転¹⁷が問題となっていることから、市民自らが交通安全に関する意識を持つことが重要です。

【施策の方向】

- 歩行者が道路を安全・安心に通行できるよう、生活道路や通学路の安全対策を行うほか、無電柱化を推進します。
- 自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車走行環境を整備します。
- 歩行時や自転車・自動車乗車時における交通安全に関する意識を市民自らが持ち、交通事故を回避するための行動を取れるよう、対象者の年代に合わせた交通安全教育や普及啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

- ☞ 歩道やゾーン30プラスの整備（道路建設課）
- ☞ 無電柱化の推進（道路建設課）
- ☞ 自転車走行環境の整備（道路建設課）
- ☞ 交通安全教室の開催（市民安全推進課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
交通事故発生件数	1,004件（R5）	↓

¹⁷ 他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行う、いわゆる「あおり運転」。

施策4 道路ネットワークの構築と地域公共交通の活性化

【現状と課題】

- 本市は、都心部と県都千葉市方面を結ぶ交通動脈上に位置し、広域的な道路ネットワークの要所となっていることから、国及び県と連携しながら道路整備を行い、幹線道路（国・県道）と市道のアクセスを円滑にする必要があります。
- 本市は、9路線 35 駅を有する鉄道網やバス路線が充実していますが、鉄道駅やバス停留所といった公共交通機関の発着場所から一定以上の距離がある公共交通不便地域が存在しています。本市では、公共交通不便地域にお住まいの方が快適に移動できるよう路線バスを運行する事業者を支援しています。また、高齢者が自家用車に頼らず気軽に外出できるよう、自動車教習所や老人福祉センターの送迎バスを活用した移動支援を行っています。
- 鉄道利用者、バス利用者ともに令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ後、一定の回復をしましたが、リモートワーク普及等の影響もあり、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元（2019）年度の利用者数には及ばない状況です。また、バス路線の中には交通渋滞により定時運行が確保できない便や、乗務員不足により減便している等の課題があります。本市では、バスをはじめとした公共交通利用を促進するため、バス待ち環境の改善を行うほか、次世代技術を活用し、誰もが公共交通を使いやすくなる方策を検討しています。

【施策の方向】

- 交通渋滞を緩和し、円滑な道路ネットワークを構築するため、計画的な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進するほか、国及び県に道路整備の要望を行い市道との連携を図ります。
- 高齢者をはじめ市民が市内を快適に移動できるよう、公共交通不便地域に対する支援を行うほか、将来にわたる公共交通サービスの確保を図ります。

【主な取り組み】

- ☞ 都市計画道路の整備（道路計画課・道路建設課）
- ☞ 交差点の改良（道路建設課）
- DX** ☞ 交通ビッグデータの活用（道路計画課）
- ☞ 公共交通不便地域における路線バス運行事業者の支援（道路計画課）
- ☞ 公共交通の持続的な運営・運行への支援（道路計画課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
路線バス利用者数	57,699 人/日（R5）	→

施策5 地域防災力の向上

【現状と課題】

- 防災対策の基本である自助・共助といった地域防災力を向上させるため、町会・自治会を中心に自主防災組織を結成しています。結成率は世帯数の増加に伴い、令和6（2024）年4月時点で57.8%と伸び悩んでいます。
- 市では、市及び関係機関が市民と一体となり、市内の全小中学校等を会場として実施している総合防災訓練のほか、災害に関する講習等を実施しています。
- 災害時に避難行動要支援者¹⁸の安全を確保するため、避難行動要支援者のうち情報提供に同意のあった方の情報を地域で共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを推進しています。また、避難行動要支援者に対し実効性の高い避難支援を行えるよう、令和5（2023）年度から個別避難計画¹⁹の策定を進めています。

【施策の方向】

- 行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、自主防災組織の充実や市民の防災意識の向上、災害発生時における避難体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ☞ 自主防災組織の結成と活動の支援（危機管理課）
- ☞ 避難所運営委員会の設置促進（危機管理課）
- ☞ 総合防災訓練及び各種講習の実施（危機管理課）
- DX** ☞ ハザードマップのデジタル化（危機管理課）
- ☞ 在宅避難を含めた多様な避難方法の周知（危機管理課）
- ☞ 要配慮者²⁰に対する避難支援等の推進（地域福祉課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
自主防災組織結成率	57.8%（R5）	↑

¹⁸ 災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人。

¹⁹ 避難行動要支援者一人一人に対して作成する災害時の避難行動計画。

²⁰ 災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。

施策6 防災体制の充実

【現状と課題】

- 災害時の非常通信手段のひとつである防災行政無線については、近年、機能の向上を図るためデジタル化を進めてきましたが、気密性や防音性の高い住宅等の増加などによる聞こえにくい状況の解消や、土砂災害警戒区域等への速やかな災害情報の提供が求められています。
- 平成29・30（2017・2018）年度に実施した船橋市防災アセスメント調査（地震被害想定）の結果に基づき、水や食料のほか、トイレや電源の確保など、避難所の備蓄や設備を充実させることにより、避難生活の質の向上を図る必要があります。令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症対策のため、災害時に避難所を区切るための間仕切り等を配備しました。
- 大きな災害が発生した際には、多くの負傷者が発生する可能性があります。災害による負傷者は病院へと運ばれますが、病院も被災しており平常時と比べると限られた人員や設備・備品で医療行為を行う必要があります。そのため、令和2（2020）年4月から市内9ヶ所の病院前に病院前救護所²¹を設置し、トリアージ²²及び軽症者の応急処置を行う体制に変更しました。
- 大規模災害発生時には、応急対策とともに、被災者の生活を1日も早く元の状態に戻し、安定を図ることが重要であることから、令和3（2021）年度に被災者生活再建支援システム²³を導入するなど、被災者支援の体制整備に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後の健康危機に備えた保健所の検査技術向上・有事の際に対応できる人材育成（FETP²⁴等）などの機能強化や市の組織全体で取り組むための体制整備のほか、市医師会をはじめとした関係機関との協力体制をより充実させていく必要があります。

【施策の方向】

- 災害時に迅速に応急活動を実施するため、非常通信手段の充実、避難所機能の強化及び医療体制の整備等を図ります。
- 大規模災害発生時に、被災者が1日も早く生活再建できるよう、迅速かつ的確な被災者支援を推進します。
- 新たな感染症の発生等に備え、日頃から市の業務継続体制の強化を図るとともに、関係機関との連携の強化や市民への啓発など、健康危機管理体制を強化します。

²¹ 市内で震度6弱以上を観測した場合等に、災害医療協力病院の玄関前等に開設される救護所。

²² 多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度を判定して、治療または搬送の優先順位を決める。

²³ 罹災証明書をデータ化し、発行までに要する期間を短縮するとともに、見舞金や住宅支援など各種支援事業に迅速かつ確につなげるシステム。

²⁴ 国立感染症研究所において、感染症危機管理を行う人材の育成プログラムとして実施される実地疫学専門家養成コース。

【主な取り組み】

- ☞ 防災行政無線やメール、SNS、FAX、電話、広報車等を活用した災害情報の提供（危機管理課）
- ☞ 避難所の備蓄品及び設備の充実（危機管理課）
- ☞ 避難所等における感染症対策の推進（危機管理課）
- ☞ 病院前救護所訓練の実施及び医療機関等との連携強化（健康危機対策課）
- ☞ 被災者生活再建支援システムを活用した被災者支援の推進（危機管理課）
- ☞ 関係機関との連携による感染症感染拡大防止対策の推進（健康危機対策課）
- ☞ 新たな感染症等の健康危機に対する市民への意識啓発の推進（健康危機対策課）
- DX** 発災時や感染症発生時等における各種システム等を利用した情報収集・共有・発信（健康危機対策課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）の登録者数	53,131 人（R5）	↑

施策7 防犯体制の充実

【現状と課題】

- 本市の電話 de 詐欺²⁵被害は、平成 30（2018）年と令和 5（2023）年を比較すると、認知件数は 207 件から 166 件へと減少していますが、被害総額は約 3 億 4,959 万円から約 3 億 4,914 万円とほぼ横ばいであり、減少していません。そのため、市と警察がより一層連携強化を図る必要があることから、令和 6（2024）年 8 月に市内両警察署長と連名で「電話 de 詐欺撲滅宣言」を行いました。
今後も、電話 de 詐欺の撲滅に向けて、多様化する詐欺への対策が必要となります。
- 本市では、市民安全パトロールカーによる巡回のほか、町会・自治会等に対し防犯カメラの設置や維持管理に係る費用の補助を行っています。市内での刑法犯認知件数は、平成 15（2003）年の 17,793 件をピークとして、令和 5（2023）年は 3,253 件と大きく減少していますが、未だに多くの犯罪が発生していることから、引き続き対策が必要となります。

【施策の方向】

- 犯罪のないまちづくりを推進するため、多様化する詐欺に関する周知・啓発活動等を行うほか、巡回や防犯情報の配信、市民・事業者と連携した防犯活動等を行います。

【主な取り組み】

- ☞ 特殊詐欺予防啓発活動の推進（市民安全推進課）
- ☞ 自主防犯活動の支援（市民安全推進課）

【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	基準値	目指す方向（R13）
電話 de 詐欺被害件数	166 件（R5）	↓

²⁵ 電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空又は他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺のことで、平成 27（2015）年 8 月に千葉県が広報用の名称として命名した。

第3期船橋市
まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

発行日：令和6（2024）年12月

発行者：船橋市

編集：企画財政部政策企画課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

電話番号 047-436-2057